



発行
松本市波田4417-1
東筑摩郡波田堰土地改良区
発行人 百瀬 元幸
TEL (0263)92-8919
FAX (0263)92-8919

令和元年 5月

☆ごあいさつ☆

波田堰土地改良区
理事長 百瀬 元幸

新緑の候、時代は平成から令和となりましたが、組合員の皆様におかれましては、変わらずご多忙の毎日をお過ごしのことと拝察申し上げます。

平素は、波田堰土地改良区の業務運営にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり各用水路の老朽化は年を追って進んできており、抜本的な対策が必要になっていることから、今年度は、組合員の皆様へのアンケート調査を実施させていただき、今後の方針を検討させていただくことと致しましたので、ご協力いただきます様よろしくお願い致します。

平成31年3月26日東京都において開催されました「第60回全国土地改良功労者表彰式」におきまして、当土地改良区が「金賞」を受賞しました。長年に亘り組合員の皆様が一致団結し、土地改良区の健全な運営と施設の維持管理に努められた功績に対して授与されたものです。誠にありがとうございます。

今年も安定的に用水を確保するために、また、用排水路や農地の健全な保全維持のために役職員一同、より一層努力する所存でございますので、ご理解ご協力を賜ります様よろしくお願い申し上げます。

現役員体制も4年目となり、来年（令和2年）1月31日をもって任期満了となります。組合員の皆様には、ご迷惑をおかけしたことが多々あるかと思いますがご容赦いただきますと共に、この4年間大変お世話になりました、役員を代表し、厚くお礼申し上げます。

最後に、皆様のご健康とご活躍をお祈り申し上げ、ご挨拶と致します。



全国土地改良功労者等表彰
金章表彰状



表彰式
於：東京永田町 シェーンパッサ・サボー

賦課金の納入について

土地改良区は、組合員の皆様からの賦課金によって運営しております。預金口座の残高をご確認の上、賦課金は期限内に納入していただきますよう、皆様の御協力をお願いいたします。
(賦課額については同封の通知書をご覧ください。)
尚、口座の変更、組合員の変更等がございましたら事務局までご連絡下さい。

平成31年度賦課金及び徴収期日

(地籍割、均一賦課)

- ◆ 経常賦課金 10a当り 2,600円 納期 5月27日
- ◆ 維持管理積立金賦課金 10a当り 1,000円 納期 5月27日
- ◆ 水利管理賦課金(転作田、水田一律) 10a当り 2,500円 納期 7月25日
(但し、巾下・車坂・北南浦・水沢田を除く)

名義変更等は、必ず改良区へ届け出て下さい

(所定の様式がありますので、事務局までご連絡下さい。TEL 92-8919)

次の場合には、本改良区へ届け出て下さい。

- 農地を売買または交換したとき。相続等されたとき。
- 組合員が亡くなられたとき。
- 後継者に経営移譲するとき。
- 組合員の住所等に変更が生じたとき。



農地転用について

農地を農地以外の目的で使用する時は、土地改良区へ届出が必要です。農地転用(地区除外)の手続きは必ず行って下さい。公共事業の用地として転用される農地についても転用決済金の納付が義務づけられています。用地買収・価格交渉の際等、事業主体(買収者)と十分話し合い、決済金・組合員賦課金・転用手続き等、疑義無いようお願いいたします。

改良区に登録してある台帳(組合員名簿)の変更は、直接改良区へ届け出て下さい。組合員の死亡や受益地の所有者名義の変更等を市町村や法務局で手続きしても、改良区の手帳は変更されませんので、ご注意ください。



今年の水配人さんと担当水路

押出原～ 3号水路 大月 勝彦さん
 4号水路～ 7号水路 古畑 秀章さん
 8号水路～ 11号水路 波多腰 茂雄さん
 12号水路～ 14号水路 百瀬 光史さん

以上の皆さんです。

1名の方が新しく水配人になりました。よろしくお祈いします。

3月にお配りしました水管理の通知をご確認いただき、スムーズな水管理ができますよう御協力をお願いします。

◆水配期間 5月1日～8月31日

5月中は大事な時期ですので、水配人の皆さんには日曜日にも出勤（5月26日のみ休み）していただきますが、**6月1日以降、水配人は日曜日休み**となりますのでご理解下さい。

4月30日まで及び9月1日以降は各支線水路には通水してありますが、各耕作者の管理となりますので、よろしくお祈いします。

組合員の皆様へお願い

近年、水路に草がつまり下流の農地に水が溢れる被害が多くなっています。水路際の草刈りをする際には、水路に草を流さないようご注意ください。また、田の排水口の整備をお願いします。

水路の上には、はげ木等物を絶対に置かないで下さい。草やゴミのつまる原因になるほか、水路に負担がかかり水路の壊れる原因になります。

置いてある場合は撤去していただくことになります。

「耕作者による水路の清掃」について御礼

平成15年度から実施していただいております波田堰の各支線水路の清掃について、皆様の御協力に御礼申し上げます。3月31日に総代の方々により清掃確認をしていただき、4月1日、役員・水配人にて通水作業を行いました。無事通水できましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、同時に総代の方々に水路の補修箇所等の点検等を行っていただきましたが、水路の不都合がありましたら、事務局又は地区の役員・総代までご一報ください。

＝平成30年度臨時総代会＝

平成30年度臨時総代会が平成30年12月5日(水)に波田公民館で開催されました。
議長 田中清稔総代(4区)の議事進行のもと、議案第1号の平成29年度事業報告、一般会計・特別会計決算、財産目録の承認をはじめ平成30年度一般会計・特別会計の補正予算、定款の一部変更など3議案が承認されました。一般会計決算・特別会計決算は次の通りです。

平成29年度一般会計歳入歳出決算

歳入		歳出			
1	組合費	16,012,280	1	事務費	10,331,388
2	財産収入	987	2	水利管理費	5,459,256
3	補助金	270,000	3	維持管理費	5,618,532
4	分担金	1,368,575	5	負担交付金	169,850
5	雑収入	256,143	6	拠出金	361,500
6	交付金	5,585,000	7	財産費	5,920,000
7	繰入金	100,000	8	事業費	40,392
8	発電収入	907,000	9	予備費	0
9	受託料	4,000,000			
10	繰越金	1,181,730			
歳入合計		29,681,715	歳出合計		27,900,918
歳入歳出差引残高 1,780,797 円					

平成29年度特別会計歳入歳出決算

特別会計名	歳入(円)	歳出(円)	差引残高(円)
決済金(農地転用)	816,276	0	816,276
発電事業	1,103,005	1,034,842	68,163
維持管理積立金	36,922,673	0	36,922,673
職員退職給与積立金	3,624,085	0	3,624,085

各工事の報告

◆県営かんがい排水事業(基幹ストマネ) H30～H31年度

老朽化した水利施設について、現状の傷み具合を調査し機能保全計画を策定、それに基づき対策工事を実施することにより施設の長寿命化を図るものです。平成30年度は、事業費の全額を県の補助金により、幹線水路の劣化状況の調査を実施しました。

◆多面的機能支払交付金制度

波田堰土地改良区が平成26年度から参画し活動している波田地区地域資源保全活動組織では、多面的機能支払交付金制度を使って、農業用排水路等の改良区施設の補修工事等を実施しています。平成30年度は目地補修、水路の漏水改善工事、水路の嵩上げ及び法面の整備等を実施しました。

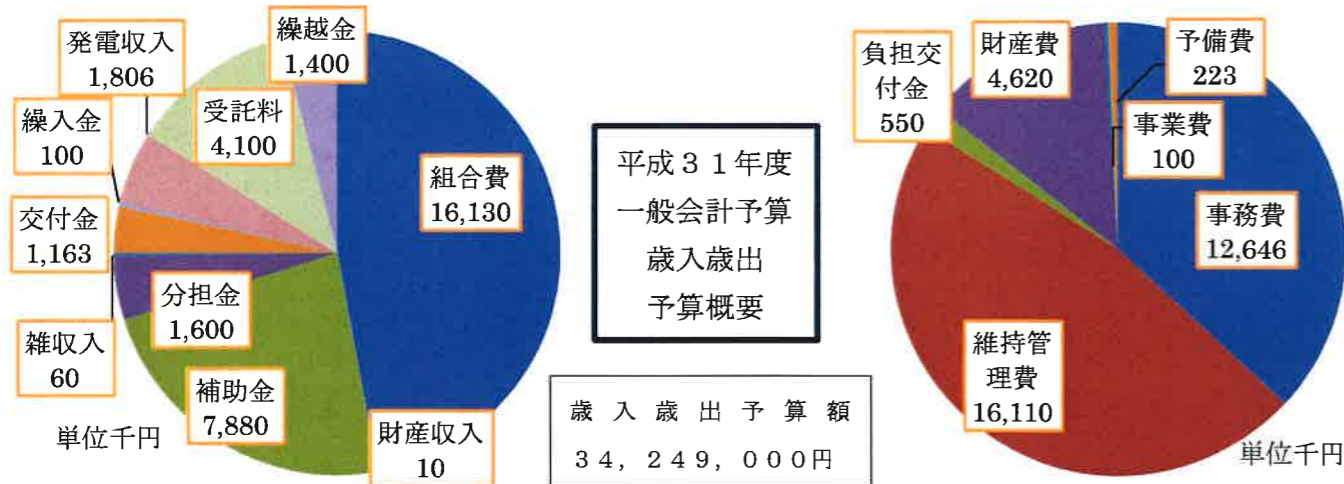


平成30年度通常総代会開催

平成31年3月8日(金)、平成30年度通常総代会が波田公民館において開催されました。百瀬理事長より出席の総代各位に、日頃の土地改良区業務運営に対する理解と協力に対し、感謝の言葉が述べられました。さらに今後の協力についてもお願いをした後、提出議案の慎重審議を御願する旨の挨拶がありました。議事進行は議長 中野一男総代(8区)のもと、審議がなされ次の全7議案が原案どおり可決承認されました。

* 総代会提出議案

- 議案第1号 東筑摩郡波田堰土地改良区定款の一部変更について
- 議案第2号 東筑摩郡波田堰土地改良区総代選挙規程の制定について
- 議案第3号 東筑摩郡波田堰土地改良区役員選挙規程の一部変更について
- 議案第4号 東筑摩郡波田堰土地改良区発電事業特別会計引当金規程の制定について
- 議案第5号 東筑摩郡波田堰土地改良区規約の一部変更について
- 議案第6号 平成30年度一般会計第2号補正予算、維持管理積立金特別会計第2号補正予算、発電事業特別会計第1号補正予算について
- 議案第7号 平成31年度事業計画について
- 議案第8号 平成31年度賦課徴収に関する件について
- 議案第9号 平成31年度土地改良事業決済金特別徴収金について
- 議案第10号 平成31年度一般会計歳入歳出予算、決済金特別会計歳入歳出予算、職員退職給与金特別会計歳入歳出予算、維持管理積立金特別会計歳入歳出予算、発電事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第11号 平成31年度一時借入金最高限度額及び借入先の決定について
- 議案第12号 平成31年度金銭預け入れ先金融機関の決定について
- その他



こんな活動もしています



12月19日に波田小学校4年生の校外学習があり、波田堰の旧取入口(すこぼし)、梓川頭首工、上海渡分水工を見学しました。また、波田堰の歴史と波多腰六左についても勉強しました。

土地改良法の一部改正について

「土地改良法の一部を改正する法律」が平成31年4月1日より施行されました。概要は次のとおりです。

1. 土地改良区の組合員資格に関する措置

- ①所有者から耕作者への資格交替に係る農業委員会の承認制の廃止(届出制の導入)
 - ②農地中間管理機構が農地の貸借を行う場合の資格特喪通知の手続きの簡素化
 - ③貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものに准組合員の資格を付与(議決権・選挙権を有しないが、総代会へ出席して意見を述べる事が可能。また、組合員との間で賦課金・夫役の一部を分割して負担することが可能)
 - ④理事の5分の3以上は原則として耕作者たる組合員
 - ⑤利水調整規程を策定し、利水調整をルール化
 - ⑥地域住民を構成員とする団体に施設管理准組合員の資格を付与(議決権・選挙権を有しないが、総代会へ出席して意見を述べる事が可能。また、土地改良施設の管理への協力を求める事が可能。)
- ③准組合員及び⑥施設管理准組合員の導入については任意のものであるため、当土地改良区では理事会で検討した結果、当面の間導入しないことに決定し、総代会で報告されました。

2. 土地改良区の体制の改善に関する措置

2. 土地改良区の体制の改善に関する措置

- (1)総代会制度の見直し
 - ・総代会の設置要件の引き下げ
 - ・総代選挙について選挙管理委員会による管理を廃止
 - ・総代の書面・代理人による議決権行使を導入
- (2)複式簿記の導入
 - ・決算関係書類として、収支決算書に加え原則として貸借対照表の作成
 - ・作成・公表に係る手続き規程を整備
- (3)監事のうち1人以上は原則として員外監事

当土地改良区では、(1)総代の書面・代理人による議決権行使の導入を決定し、総代会の承認及び県知事の認可を得ました。平成31年度臨時総代会より導入いたします。

現在、組合員の高齢化による離農や農地集積の進展に伴い、土地改良区の中で土地持ち非農家が増加しています。平成27年度の数字では、土地持ち非農家が全体の40%を占め、土地改良施設の維持管理や更新等が適切に行えなくなるおそれが出てきています。又、組合員数や職員の減少により、土地改良区の業務体制が脆弱化する中で、適正な事業運営を確保しつつ、事務の効率化が必要になってきています。耕作者の意見が適切に反映される事業運営体制に移行していく事が必要との考えから、今回の改正となりました。

当土地改良区でも、水路の老朽化が著しく抜本的な対策が必要になっていることから、組合員の皆様へのアンケート調査を今年度中に実施させていただき、今後の方針を検討させていただくことと致しました。是非とも、ご協力いただきます様よろしくお願い致します。